

頁	現行	改正（案）	修正理由等
1-2	第1章 総則 （略） 第3節 計画の基本方針 （略） 3 樽前山火山防災協議会 樽前山火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法第4条第1項の規定に基づき設置し、「樽前山火山避難計画」を策定し、噴火災害に際し適切に対処することを目的として組織するものである。協議会を構成する市町及び関係機関は次のとおりである。 樽前山火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。 （略）	第1章 総則 （略） 第3節 計画の基本方針 （略） 3 樽前山火山防災協議会 樽前山火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法第4条第1項の規定に基づき設置し、「樽前山火山避難計画」を策定し、噴火災害に際し適切に対処することを目的として組織するものである。協議会を構成する市町及び関係機関は次のとおりである。 樽前山火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。<u>また、市町村の求めに応じて、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画に対して意見を述べるものとする。</u> （略）	活火山法改正を踏まえた修正 【北海道】

恵庭市地域防災計画 火山災害対策編 新旧対照表

2-3

第2章 火山の概況と災害の想定

(略)

第2節 災害の想定

(略)

2 中規模噴火（第2の可能性）

(略)

噴火の要因	影響範囲
溶岩ドームの破壊	破壊あり。
噴石	山頂から半径約2～3kmの範囲に到達する。
火山ガス	山頂付近で発生する。
火砕流・火砕サージ	南は樽前山の中腹まで達する。北は支笏湖岸に達する。
融雪型泥流	南は、覚生川の谷沿いを流下し海岸線まで達する。北は支笏湖にも流入する。
降下火砕物（火山灰など）（※）	山麓まで数cm、噴火が長期化すると火山灰は <u>鹉川</u> 町まで数mmに及ぶ。
降雨型泥流（土石流）	降灰地域で発生する可能性がある。（山麓全ての溪流）
津波	火砕流、融雪型泥流が支笏湖に流入した場合、湖岸全体で発生する。

（※）火山灰の影響は、風の強さ、方向により異なる。

第2章 火山の概況と災害の想定

(略)

第2節 災害の想定

(略)

2 中規模噴火（第2の可能性）

(略)

噴火の要因	影響範囲
溶岩ドームの破壊	破壊あり。
噴石	山頂から半径約2～3kmの範囲に到達する。
火山ガス	山頂付近で発生する。
火砕流・火砕サージ	南は樽前山の中腹まで達する。北は支笏湖岸に達する。
融雪型泥流	南は、覚生川の谷沿いを流下し海岸線まで達する。北は支笏湖にも流入する。
降下火砕物（火山灰など）（※）	山麓まで数cm、噴火が長期化すると火山灰は <u>むかわ</u> 町まで数mmに及ぶ。
降雨型泥流（土石流）	降灰地域で発生する可能性がある。（山麓全ての溪流）
津波	火砕流、融雪型泥流が支笏湖に流入した場合、湖岸全体で発生する。

（※）火山灰の影響は、風の強さ、方向により異なる。

市町村合併による町名の変更

【恵庭市】

恵庭市地域防災計画 火山災害対策編 新旧対照表

2-4

3 大規模噴火（第3の可能性）

(略)

噴火の要因	影響範囲
溶岩ドームの破壊	破壊あり。
噴石	山頂から半径約4kmの範囲に到達する。
火山ガス	山頂付近で発生する。
火砕流・火砕サージ	南は錦多峰川、覚生川、樽前川、別々川、社台川の流域で発生する。社台～錦岡の市街地まで達する。北は支笏湖に流入し、湖岸で津波発生、溢れた水が千歳川を流下する。
融雪型泥流	苫小牧川、錦多峰川、覚生川、樽前川の谷を流下する。社台～錦岡、苫小牧市街地まで達する。支笏湖にも流入する。
降下火砕物（火山灰など）（※）	山麓は100cm以上、馬追丘陵までは数十cmの可能性あり。 <u>鶴川～穂別</u> でも最大20cm堆積する。
降雨型泥流（土石流）	降灰地域で発生する可能性あり。（すべての溪流）
津波	火砕流、融雪型泥流が支笏湖に流入した場合湖岸全体で発生する。一部は千歳川に流入する。

(※) 火山灰の影響は、風の強さ、方向により異なる。

(略)

第3章 防災体制

(略)

第1節 恵庭市災害対策本部

(略)

2 本部の設置基準

市長は、噴火警報が発表されたときは、災害対策本部（状況に応じ災害警戒本部）を設置する。

(略)

3-1

3 大規模噴火（第3の可能性）

(略)

噴火の要因	影響範囲
溶岩ドームの破壊	破壊あり。
噴石	山頂から半径約4kmの範囲に到達する。
火山ガス	山頂付近で発生する。
火砕流・火砕サージ	南は錦多峰川、覚生川、樽前川、別々川、社台川の流域で発生する。社台～錦岡の市街地まで達する。北は支笏湖に流入し、湖岸で津波発生、溢れた水が千歳川を流下する。
融雪型泥流	苫小牧川、錦多峰川、覚生川、樽前川の谷を流下する。社台～錦岡、苫小牧市街地まで達する。支笏湖にも流入する。
降下火砕物（火山灰など）（※）	山麓は100cm以上、馬追丘陵までは数十cmの可能性あり。 <u>むかわ町</u> でも最大20cm堆積する。
降雨型泥流（土石流）	降灰地域で発生する可能性あり。（すべての溪流）
津波	火砕流、融雪型泥流が支笏湖に流入した場合湖岸全体で発生する。一部は千歳川に流入する。

(※) 火山灰の影響は、風の強さ、方向により異なる。

(略)

第3章 防災体制

(略)

第1節 恵庭市災害対策本部

(略)

2 本部の設置基準

市長は、噴火が発生したとき、または札幌管区気象台から特別警報が発表されたときは、災害対策本部（状況に応じ災害警戒本部）を設置する。

(略)

市町村合併による町名の変更

【恵庭市】

樽前山火山避難計画や近隣市町村の設置基準に基づいた修正【恵庭市】

恵庭市地域防災計画 火山災害対策編 新旧対照表

	4 火山噴火非常配備体制	4 火山噴火非常配備体制	樽前山火山避難計																
3-1	(1) 本部長は、火山が噴火 し 必要と認めるときは、全市をあげてこれに対処するため、「火山噴火非常配備体制」を発令する。 (略) 【別表】 火山噴火非常配備基準 火山噴火第二非常配備	(1) 本部長は、火山が噴火 あるいは噴火のおそれがある場合 必要と認めるときは、全市をあげてこれに対処するため、「火山噴火非常配備体制」を発令する。 (略) 【別表】 火山噴火非常配備基準 火山噴火第二非常配備	画や近隣市町村の 設置基準に基づいた修正【恵庭市】																
3-2	1 噴火 を予想した火口周辺警報等 が発表されたとき 火山噴火第三非常配備	1 噴火 が発生した とき 火山噴火第三非常配備	樽前山火山避難計 画や近隣市町村の 設置基準に基づいた修正【恵庭市】																
3-2	1 さらに大きな噴火を予想した噴火警報等 が発表されたとき (略) 第3節 火山現象に関する情報 (略) 6 降灰予報 (略) (3) 降灰予報（詳細） (略)	1 札幌管区气象台から特別警報 が発表されたとき (略) 第3節 火山現象に関する情報 (略) 6 降灰予報 (略) (3) 降灰予報（詳細） (略)																	
3-8	降灰量階級と降灰の厚さ <table><tr><td>降灰量階級</td><td>予想される降灰の厚さ</td></tr><tr><td>多量</td><td>1mm以上</td></tr><tr><td>やや多量</td><td>0mm以上 1mm未満</td></tr><tr><td>少量</td><td>0mm未満</td></tr></table> (略)	降灰量階級	予想される降灰の厚さ	多量	1mm以上	やや多量	0mm以上 1mm未満	少量	0mm未満	降灰量階級と降灰の厚さ <table><tr><td>降灰量階級</td><td>予想される降灰の厚さ</td></tr><tr><td>多量</td><td>1mm以上</td></tr><tr><td>やや多量</td><td>0.1mm以上 1mm未満</td></tr><tr><td>少量</td><td>0mm未満</td></tr></table> (略)	降灰量階級	予想される降灰の厚さ	多量	1mm以上	やや多量	0 .1 mm以上 1mm未満	少量	0mm未満	値の修正 【恵庭市】
降灰量階級	予想される降灰の厚さ																		
多量	1mm以上																		
やや多量	0mm以上 1mm未満																		
少量	0mm未満																		
降灰量階級	予想される降灰の厚さ																		
多量	1mm以上																		
やや多量	0 .1 mm以上 1mm未満																		
少量	0mm未満																		

恵庭市地域防災計画 火山災害対策編 新旧対照表

3-12	1 1 噴火警報等の伝達 (略) ○ ○ 地方気象台 (削除) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく火山現象特別警報、火山現象警報の通知先 (二重線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路 (太線) 及び (二重線) の経路は、火山現象特別警報、火山現象警報、火山の状況に関する解説情報 (臨時) 及び噴火速報が発表されたときに活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。 は、放送・無線 (※1) NTT東日本・西日本には、火山現象特別警報及び火山現象警報のみ伝達 (※2) 各火山を所管する関係機関は、別表1、2のとおり。 (※3) 北海道開発局、北海道運輸局、陸上自衛隊北部方面総監部 (情報部資料課) 等 (略)	1 1 噴火警報等の伝達 (略) ○ ○ 地方気象台 (削除) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく火山現象特別警報、火山現象警報の通知先 (二重線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路 (太線) 及び (二重線) の経路は、火山現象特別警報、火山現象警報、火山の状況に関する解説情報 (臨時) 及び噴火速報が発表されたときに活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。 は、放送・無線 (※1) NTT東日本・西日本には、火山現象特別警報及び火山現象警報のみ伝達 (※2) 各火山を所管する関係機関は、別表1、2のとおり。 (※3) 北海道開発局、北海道運輸局、陸上自衛隊北部方面総監部 (情報部資料課) 等 (略)	伝達系統図の連絡先を修正 【札幌管区気象台】
------	---	---	--

恵庭市地域防災計画 火山災害対策編 新旧対照表

	第4章 災害予防計画 (略)	第4章 災害予防計画 (略)	
	第1節 観測及び調査研究	第1節 観測及び調査研究	
	1 火山観測体制 (略)	1 火山観測体制 (略)	
	(2) 調査研究	(2) 調査研究	
4-1	北海道は、火山災害の予防対策及び応急対策に資するため、昭和45年以来火山活動の現況(地質地殻変動、地温、重力、地磁気の観測)、過去の火山噴火における火砕流等の発生状況(噴火の規模、形態)、火山噴火の想定及び地質構造について調査研究を進めているが、今後とも調査研究の推進に努めるものとする。	北海道は、火山災害の予防対策及び応急対策に資するため、昭和45年以来火山活動の現況(地質、 <u>地殻変動</u> 、地温、重力、地磁気の観測)、過去の火山噴火における火砕流等の発生状況(噴火の規模、形態)、火山噴火の想定及び地質構造について調査研究を進めているが、今後とも調査研究の推進に努めるものとする。	内容の適正化 【北海道】
	第2節 <u>警戒地区</u> の把握等	第2節 <u>災害発生範囲及び防災関連施設等</u> の把握等	
4-1	市及び道は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される範囲を把握するとともに、火山災害に関するハザードマップ等を作成し、市民等への情報提供を効果的に行うこととする。 (略)	市及び道は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される範囲を把握するとともに、火山災害に関するハザードマップ <u>や噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ</u> 等を作成し、市民等への情報提供を効果的に行うこととする。 (略)	内容の適正化 【北海道】
	第7節 火山防災知識の普及・啓発	第7節 火山防災知識の普及・啓発	
4-2	市、道及び防災関係機関は、それぞれの火山の特性を考慮して、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災	市、道及び防災関係機関は、それぞれの火山の特性を考慮して、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災	活火山法改正を踏 まえた修正 【北海道】

恵庭市地域防災計画 火山災害対策編 新旧対照表

	害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するほか、平常時から広報誌、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努めるものとする。 また、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届や登山計画書等の提出に関する普及啓発を図るものとする。登山者や観光客等は、活火山への登山の危険性を十分に理解し、噴火のおそれに関する火山防災情報の収集や登山届の積極的な提出、登山中における連絡手段の確保、ヘルメットや携帯端末の予備電池等の必要に応じた装備品の携行など、自らの安全を確保するための手段を講じるよう努めるものとする。 (略)	害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するほか、平常時から広報誌、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や<u>火山防災の日（8月26日）などの</u>機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努めるものとする。 また、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届や登山計画書等の提出に関する普及啓発を図るものとする。登山者や観光客等は、活火山への登山の危険性を十分に理解し、噴火のおそれに関する火山防災情報の収集や<u>I T等を用いた</u>登山届の積極的な提出、登山中における連絡手段の確保、ヘルメットや携帯端末の予備電池等の必要に応じた装備品の携行など、自らの安全を確保するための手段を講じるよう努めるものとする。 (略)	
--	---	---	--